

(法務委員会)

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方更生保護委員会を組織する委員の上限を十二人から十四人に改める。
- 二、この法律は、平成十八年四月一日から施行する。